


# 広島第 14 次労働災害防止推進計画

 厚生労働省

広島労働局

令和 5 年 3 月

( 2023 年 3 月 )

## < 目次 >

1	計画のねらい	3
(1)	計画が目指す社会	3
(2)	計画期間	4
(3)	計画の目標	4
ア	アウトプット指標	4
イ	アウトカム指標	6
(4)	計画の評価と見直し	7
2	安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性	7
(1)	死亡災害の発生状況と対策の方向性	7
(2)	死傷災害の発生状況と対策の方向性	8
ア	死傷災害の発生状況	8
イ	死傷災害の増加の要因及び対策の方向性	10
(3)	労働者の健康を巡る動向と対策の方向性	13
ア	メンタルヘルス対策関連	13
イ	過重労働防止対策関係	13
ウ	産業保健活動関係	13
(4)	化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性	14
(5)	事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性	14
3	計画の重点事項	15
4	重点事項ごとの具体的取組	16
(1)	自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発	16
ア	安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備	16
イ	災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知	17
ウ	労働安全衛生におけるDXの推進	17
(2)	労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	17
(3)	高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	18
(4)	多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	18
(5)	個人事業者等に対する安全衛生対策の推進	19
(6)	業種別の労働災害防止対策の推進	19
ア	陸上貨物運送業対策	19
イ	建設業対策	20
ウ	製造業対策	21
エ	林業対策	21
(7)	労働者の健康確保対策の推進	22
ア	メンタルヘルス対策	22
イ	過重労働対策	22

ウ	産業保健活動の推進 .....	23
( 8 )	化学物質等による健康障害防止対策の推進 .....	23
ア	化学物質による健康障害防止対策 .....	23
イ	石綿、粉じんによる健康障害防止対策 .....	24
ウ	熱中症、騒音による健康障害防止対策 .....	24
エ	電離放射線による健康障害防止対策 .....	25
オ	一酸化炭素中毒等による災害の防止 .....	25

## はじめに

労働災害防止計画は、これまで13次にわたり策定され、この間、労働災害や職業性疾病の防止に取り組む国、事業者、労働者等の関係者が協働して安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善した。

しかしながら、近年の状況を見ると、いまだ労働災害による休業4日以上死傷者の数(以下「死傷者数」という。)の水準は低いとはいえ、ここ数年増加傾向にある。また、転倒や腰痛などの行動災害、60歳以上の高年齢労働者の労働災害件数が増加しているほか、中小事業場における労働災害の発生が労働災害の多数を占めており、中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にある。

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、働き方改革への対応、メンタルヘルス不調、労働者の高年齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援やコロナ禍におけるテレワークの拡大等多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要となっている。

さらに、第13次労働災害防止計画期間(2018年度～2022年度)を経て、化学物質による重篤な健康障害の防止や石綿使用建築物の解体等工事への対策の着実な実施が必要となってきている。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023年度を初年度として、5年間にわたり広島労働局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「広島第14次労働災害防止推進計画」を、ここに策定する。

## 1 計画のねらい

### (1) 計画が目指す社会

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が、安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスの料金に安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められる。

これらの安全衛生対策は、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会も見据え、また、DX(デジタルトランスフォーメーション)の進展も踏まえ、労働者の理解・協力を得ながら、プライバシー等の配慮やその有用性を評価しつつ、ウェアラブル端末、VR(バーチャル・リアリティ)やAI等の活用を図る等、就業形態の変化はもとより、価値観の多様化に対応するものでなければならない。

また、労働者の安全衛生対策は事業者の責務であることが前提であるが、さらに「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革の促進が掲げられ、事業者の経営戦略の観点からもその重要性が増してきており、労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からもプラスになることが知られ始めている。こうした中で、

労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが望まれる。

さらに、とりわけ中小事業者等も含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されることを前提として、多様な形態で働く一人一人が潜在力を十分に発揮できる社会を実現しなければならない。

(参考)SDGs(持続可能な開発目標)8.8 Protect labour rights and promote safe and secure working environments for all workers, including migrant workers, in particular women migrants, and those in precarious employment.(移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。)

## (2) 計画期間

2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする。

## (3) 計画の目標

広島労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

### ア アウトプット指標

本計画においては、次の事項をアウトプット指標として定める。事業者は、後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、これらの指標の達成を目指す。広島労働局は、その達成を目指し、当該指標を用いて本計画の進捗状況の把握を行う。

#### (ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

#### (イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(令和2年3月16日付け基安発0316第1号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。)に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組(安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

#### (ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等、外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

### (エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を2027年までに45%以上とする。
- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。
- ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。
- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(平成27年12月7日付け基発1207第3号、令和2年1月31日付け基発0131第3号改正。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

### (オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。
- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

### (カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート(以下「SDS」という。)の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。
- ・法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。
- ・一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン等に基づいて、当該中毒災害を予防するため必要な措置を実施している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

## イ アウトカム指標

事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

なお、アウトカム指標に掲げる数値は、計画策定時において一定の仮定、推定又は期待のもと、試算により算出した目安であり、計画期間中は、従来のように単にその数値比較をして、その達成状況のみを評価するのではなく、当該仮定、推定又は期待が正しいかも含めアウトプット指標として掲げる事業者の取組がアウトカムに繋がっているかどうかを検証する。

### (ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を 2027 年までにその増加に歯止めをかける。
- ・転倒による平均休業見込日数を 2027 年までに 40 日以下とする。
- ・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。

### (イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・増加が見込まれる 60 歳以上の死傷年千人率を 2027 年までにその増加に歯止めをかける。

### (ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・外国人労働者の死傷年千人率を 2027 年までに全体の死傷年千人率以下とする。

### (エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・陸上貨物運送事業における死傷者数を 2022 年と比較して、2027 年までに 5 % 以上減少させる。
- ・建設業における死亡者数を第 13 次労働災害防止計画期間と比較して、2023 年から 2027 年までの 5 年間で 15% 以上減少させる。
- ・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を 2022 年と比較して、2027 年までに 5 % 以上減少させる。
- ・林業における死傷者数を第 13 次労働災害防止計画期間と比較して、2023 年から 2027 年までの 5 年間で 5 % 以上減少させる。

### (オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 2025 年までに 5 % 以下とする。
- ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を 2027 年までに 50% 未満とする。

### (カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第 13 次労働災害防止計画期間と比較して、2023 年から 2027 年までの 5 年間で 5 % 以上減少させる。
- ・熱中症による死亡者数を第 13 次労働災害防止計画期間と比較して、2023 年から 2027 年までの 5 年間で減少させる。

- ・一酸化炭素中毒による死傷者数を第 13 次労働災害防止計画期間と比較して、2023 年から 2027 年までの 5 年間で 30%以上減少させる。

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、死傷災害全体としては、以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害については、第 13 次労働災害防止計画期間と比較して、2023 年から 2027 年までの 5 年間で 5 %以上減少する。
- ・死傷災害については、2022 年と比較して 2027 年までに減少する。

#### ( 4 ) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、2023 年及び 2025 年に計画の実施状況の確認及び評価を行い、必要に応じ、計画を見直す。

## 2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

### ( 1 ) 死亡災害の発生状況と対策の方向性

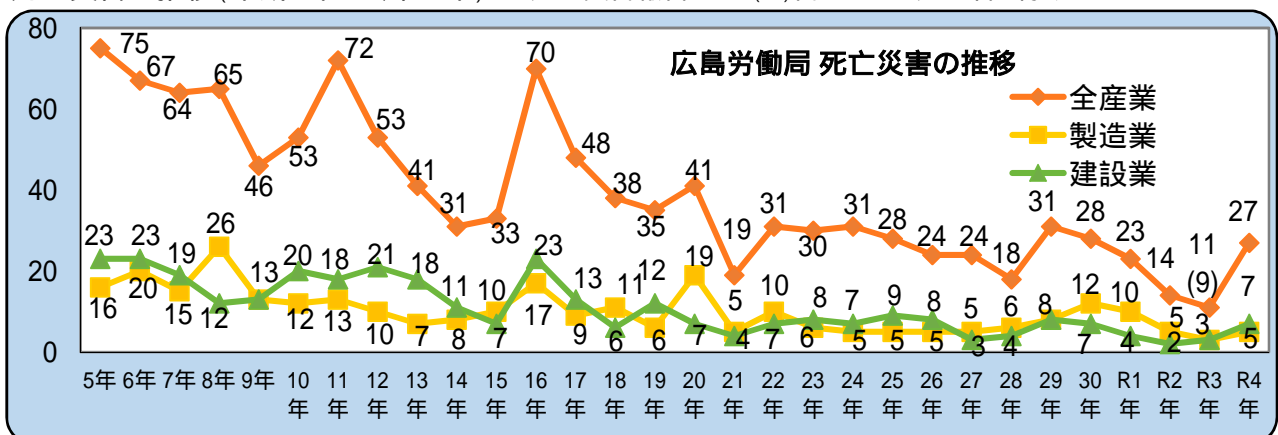
死亡災害については、昭和 45 年には年間 214 人ももの尊い命が失われていたが、第 13 次労働災害防止計画期間中では、年平均にして 20 人にまで減少している。しかしながら、平成 28 年には死亡者数が 20 人を下回ったものの、その後は再び増加に転じ、以降は増減を繰り返している状況にある。

第 13 次労働災害防止計画期間中の死亡者数は 103 人であり、うち、製造業が 35 人と最も多く、次いで建設業が 23 人となっている。事故の型別に見ると、製造業では機械等による「はさまれ・巻き込まれ」が 9 人と最も多く、建設業では高所からの「墜落・転落」が 12 人と最も多い。

また、第 13 次労働災害防止計画の重点業種ではないものの、陸上貨物運送事業の死亡者数は 16 人と多く、うち交通事故（道路）が 9 人を占めている。

このように、それぞれの業種の業務内容に起因する特有の災害が多くの割合を占めており、引き続き、死亡災害が多く発生している業種を中心に労働災害防止対策に取り組むことが必要である。

死亡災害の推移(平成5年～令和4年) 死亡災害報告より ( )内はコロナ死亡者を除く





	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
全産業	27	3	1	9	5	10	13			1	2	5	1			1	18	1		5	1	103
製造業	6			6	3	6	9				1	3					1					35
建設業	12	1			1	2	2			1							2			1		23
陸運業	2					2	1										9			2		16
林業					1																	1

業種、事故の型別 死亡災害発生状況（第13次労働災害防止計画期間） 死亡災害報告より

## （2）死傷災害の発生状況と対策の方向性

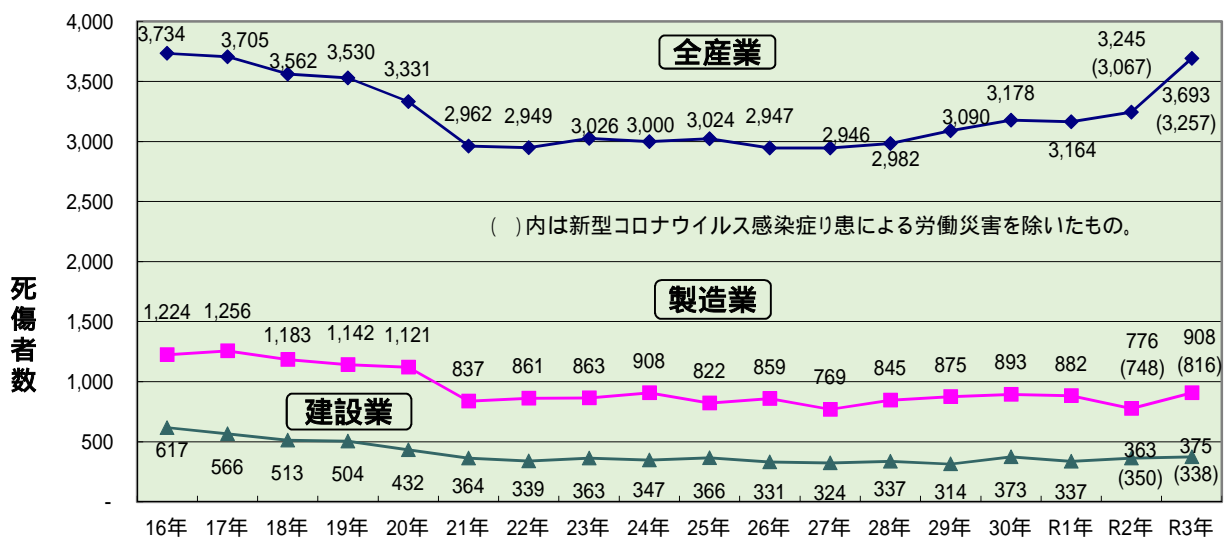
### ア 死傷災害の発生状況

死傷災害については、平成27年に過去最少件数の2,946人を記録したが、その後は再び増加に転じ、第13次労働災害防止計画期間中は年3,000人を下回ることなく増減を繰り返している。

令和3年の死傷災害の内訳を見ると、事故の型別では、「転倒」（25%）、「動作の反動・無理な動作」（15%）で労働災害全体の4割を占めている。業種別では、第三次産業が全体の5割を占めており、その事故の型別を見ると、「転倒」（34%）や「動作の反動・無理な動作」（18%）と労働者の作業行動に起因する労働災害が5割以上を占めている。

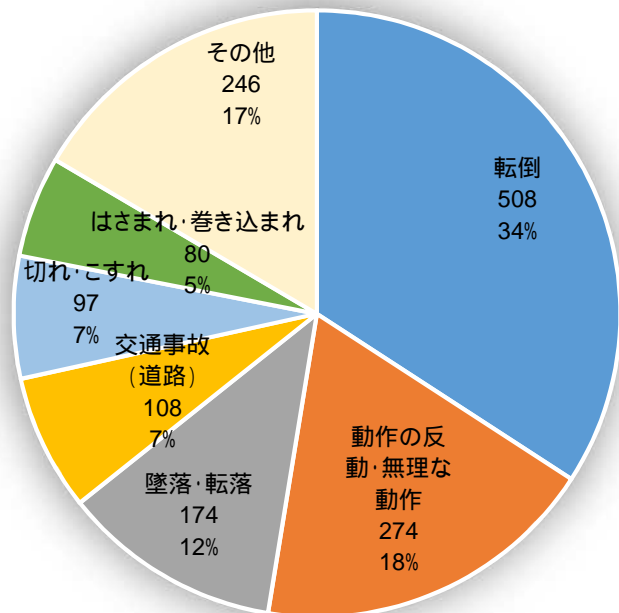
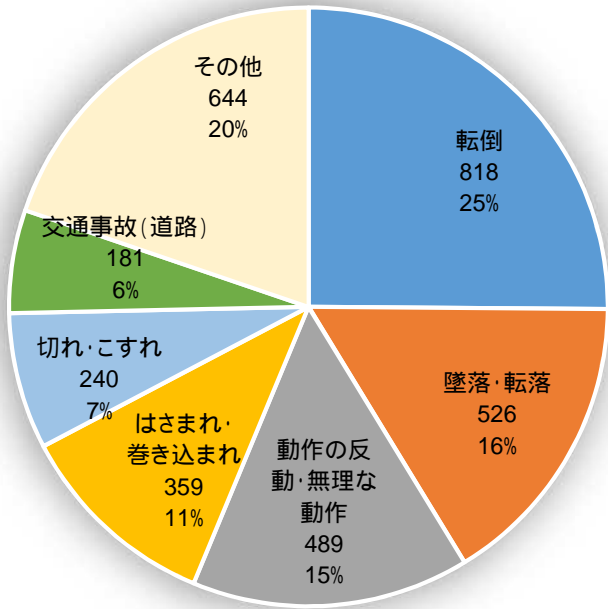
さらに、外国人労働者数の増加に伴い、外国人労働者の死傷者数も増加傾向にある。これら労働災害の防止対策を強化する必要がある。

死傷災害の推移（平成16年～令和3年） 労働者死傷病報告より



### 全産業、事故の型 死傷災害(令和3年)

労働者死傷病報告より



### 第三次産業、事故の型 死傷災害(令和3年)

労働者死傷病報告より

## イ 死傷災害の増加の要因及び対策の方向性

全国における死傷災害の増加については、

労働災害発生率（死傷年千人率）が高い60歳以上の高年齢労働者が増加していること

特に第三次産業への就労者の増加に伴って、機械設備等に起因する労働災害に代わり、対策のノウハウが蓄積されていない労働者の作業行動に起因する労働災害が増加してきていること

安全衛生の取組が遅れている第三次産業や中小事業場において労働災害が多く発生していること。その背景として、厳しい経営環境等様々な事情で安全衛生対策の取組が遅れている状況があること

その他、直近の労働災害の増加については、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化やこれに伴うデリバリーサービスや宅配需要の増加の影響があること

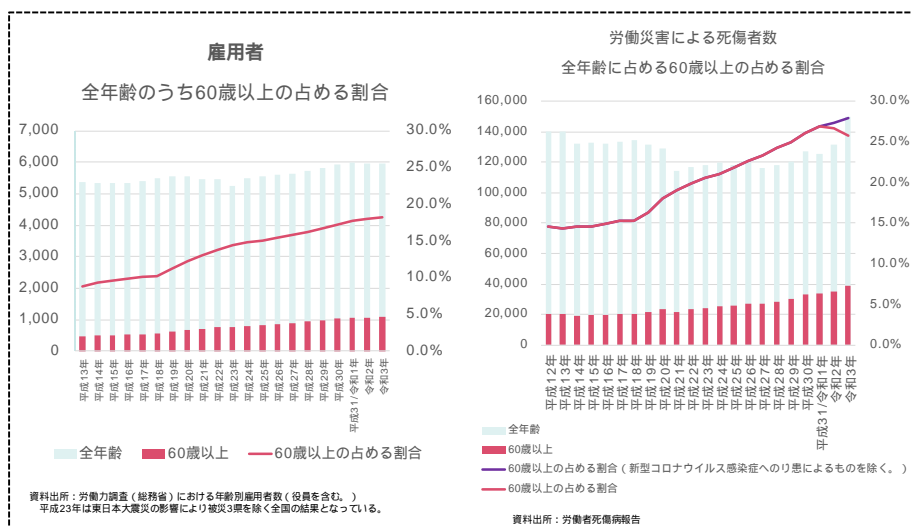
等、様々な要因が考えられる。

上記の に関しては、全年齢に占める60歳以上の高年齢労働者の割合は、右肩上がり増加しており、令和3年のデータでは約2割となっている。また、高年齢労働者は身体機能の低下等の影響により被災確率が高く、その結果、令和3年の60歳以上の高年齢労働者の休業4日以上死傷者数の全年齢に占める割合は25%を超えているほか、被災した場合の休業期間も若年層と比較して長くなっている。このため、高年齢労働者が安心して働ける環境づくりが必要である。

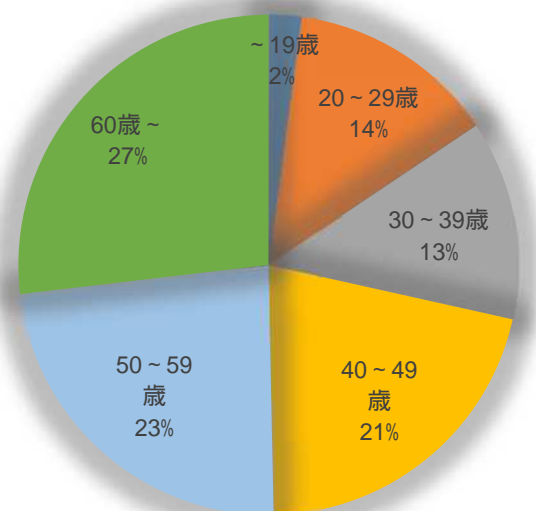
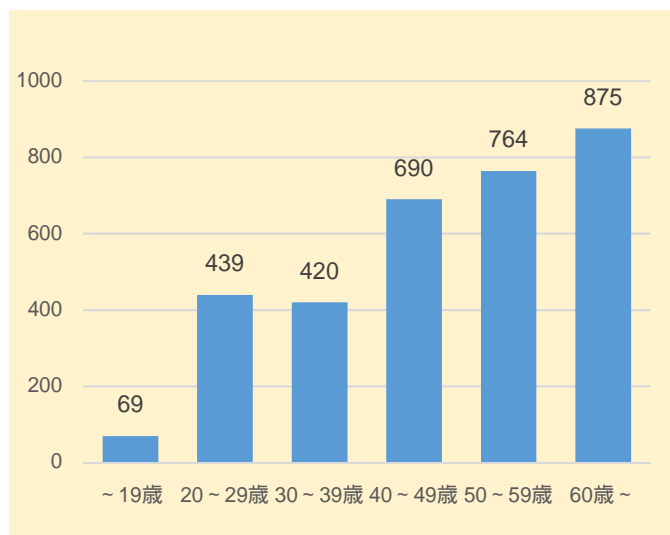
上記の に関しては、労働者の作業行動に起因する労働災害の防止方策を追求し、取組を促進することが必要である。

との対策の方向性が示されている。

一方、広島県においても、近年、全国の傾向と同様に、労働災害における高年齢労働者の占める割合が高くなっていること等から同様の対応が必要である。



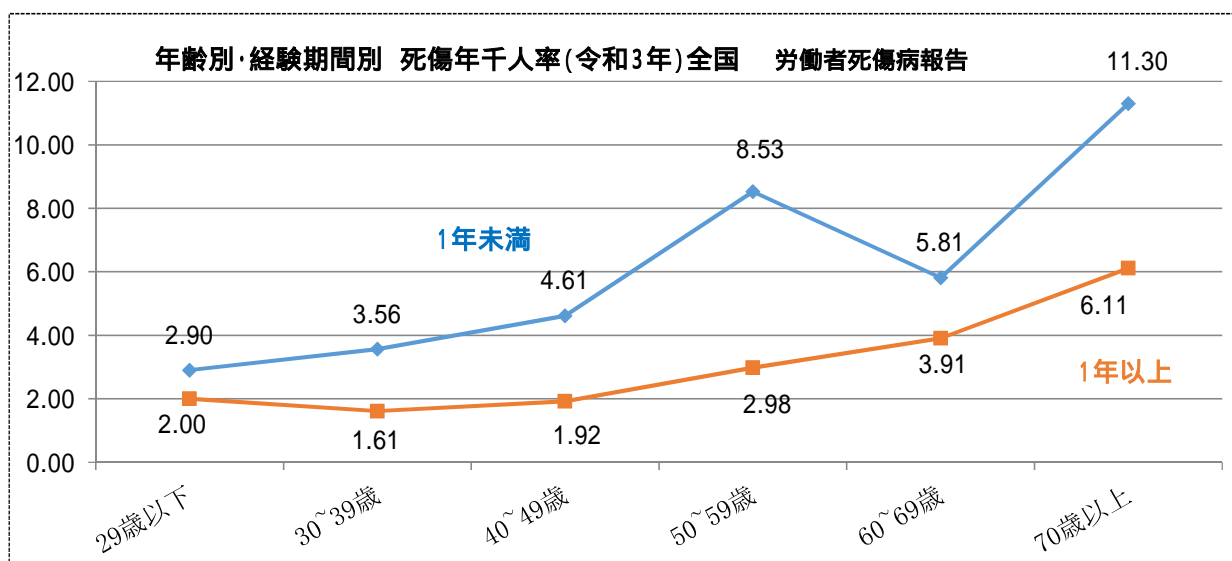
全産業、年齢別 死傷災害(令和3年)広島県 労働者死傷病報告より



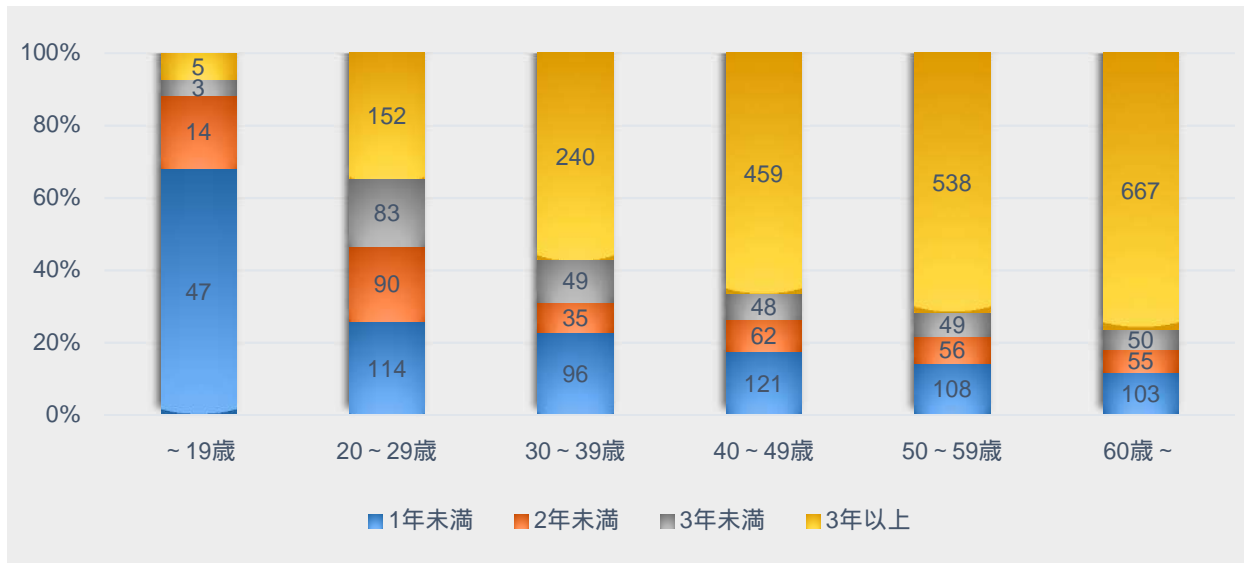
また、上記の に関しては、産業構造の変化に伴う労働移動、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による一時的な雇用調整や飲食業等におけるサービス内容の変更に伴い、新たな業務に不慣れな労働者が増加していることが死傷災害増加の要因とも考えられる。年齢別・経験期間別死傷年千人率を見ても、経験年数が1年未満の労働者は、経験年数が1年以上の労働者に比べて高く、特に50~59歳の年齢階層で見た場合は3倍近い差が出ている。これらの状況に鑑みれば、第三次産業等、労働者が増加している又は労働者の入れ替わりが頻繁である業種において、安全衛生対策の取組を強化することが重要である。

との対策の方向性が示されている。

一方、広島県においても、各年齢層における経験年数の割合をみると、1年未満での労働災害が少なくないことから同様の対応が必要である。

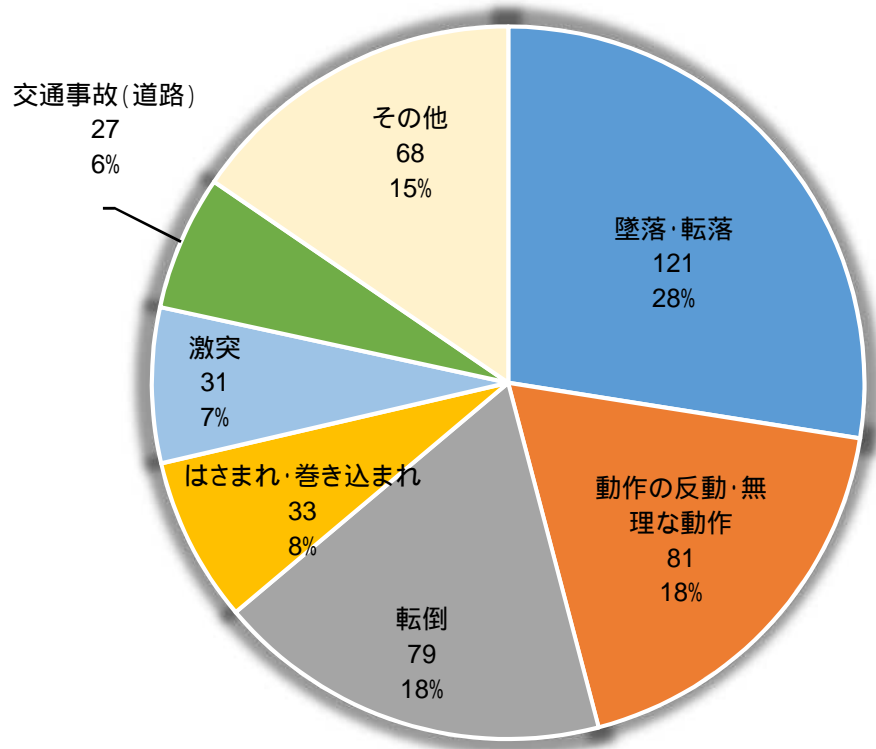


全産業、年齢・経験年数別 死傷災害(令和3年)広島県 労働者死傷病報告より



さらに、上記 に関し、特に物流については、コロナ禍における外出自粛による宅配便取扱個数の増加等の影響もあり、陸上貨物運送事業における労働災害が増加しており、荷役作業中等の「墜落・転落」が全数の約3割を占め、最多となっている。

陸上貨物運送事業、事故の型別 死傷災害(令和3年)広島県 労働者死傷病報告より



### (3) 労働者の健康を巡る動向と対策の方向性

#### ア メンタルヘルス対策関連

「令和3年労働安全衛生調査(実態調査)」によれば、全国ではメンタルヘルス対策に取り組んでいる割合については、労働者数50人以上の事業場で94.4%である。一方、労働者数50人未満の小規模事業場の取組率は、30~49人で70.7%、10~29人で49.6%となっており、特に労働者数30人未満の事業場(小規模事業場)において、メンタルヘルス対策への取組が伸び悩んでいる。

また、全国では精神障害等による労災請求件数及び認定件数は増加傾向にある。

労働者数50人未満の事業場においてメンタルヘルス対策に取り組んでいない理由については、「令和2年労働安全衛生調査(実態調査)」によれば、全国では該当する労働者がいない(44.0%)、取組方が分からない(33.8%)、専門スタッフがいない(26.3%)となっており、小規模事業場を中心にメンタルヘルス対策の取組支援が引き続き必要となっている。

#### イ 過重労働防止対策関係

全国では、週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は、緩やかに減少している(令和3年:8.8%(労働力調査))ものの、引き続き、時間外・休日労働時間を削減する必要がある。

労働力調査の雇用者とは「会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料・賃金を得ている者及び会社、団体の役員」をいう。

休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間

また、年次有給休暇の取得率は、増加傾向にある(令和3年:58.3%(就労条件総合調査))が、引き続き、年次有給休暇の取得を促進し、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備する必要がある。

さらに、勤務間インターバル制度を導入している企業の割合も同様に増加傾向にある(令和4年:5.8%(就労条件総合調査))が、引き続き、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るため、勤務間インターバル制度の導入を促進する必要がある。

#### ウ 産業保健活動関係

職場における労働者の健康保持増進に関する課題は、メンタルヘルスや働き方改革への対応、労働者の高年齢化や女性の就業率の増加に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、テレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応など、多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要である。

また、法令に基づく産業保健体制が整備されているものの、産業保健活動が効果的に行われず、労働者の健康保持増進が有効に図られていない事例や、保健事業を実施する保険者との連携が十分に行われていない事例もあることから、より効果的に産業保健活動の推進を図る必要がある。

さらに、産業医の選任義務のない労働者数 50 人未満の事業場においては、産業保健活動が低調な傾向にあり、地域医療・保健との連携なども含め、こうした小規模事業場における産業保健体制の確保と活動の推進が必要となっている。

全国では、労働力人口における通院者の割合が増加を続ける（平成 31 年：36.8%（国民生活基礎調査））一方で、治療と仕事を両立できる取組（通院や体調等の状況に合わせた配慮、措置の検討、両立支援に関する制度の整備等）を行っている事業場の割合は 41.1%（令和 3 年労働安全衛生調査（実態調査））であり、事業場規模が小さいほど、その取組の割合も小さい。疾患を抱えながら働きたいと希望する労働者が、安心・安全に就業を継続でき、かつ、事業者の継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上につながるよう、治療と仕事の両立支援の推進が必要である。

#### （４）化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性

全国において、化学物質を起因物とする労働災害が年間約 800 件発生し、そのうち、化学物質の性状に関連の強いもの（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）が年間約 500 件発生しており、減少がみられない。業種別には、製造業のみならず、建設業、第三次産業における労働災害も多い。また、特定化学物質障害予防規則等による個別規制の対象外となっている物質による労働災害が、これら化学物質による労働災害全体の 8 割を占めている。一方で、事業場の化学物質対策の取組状況について、法第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル表示・SDS の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性等を有するとされる化学物質全てについて、ラベル表示、SDS 交付、リスクアセスメントを実施している割合が、令和 3 年において、それぞれ 69.9%、77.9%、66.2%（労働安全衛生調査）となっている。

個別規制の対象外となっている危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理規制に関する法令改正が今後施行を迎えるが、その定着が必要となっている。

2030 年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、建築物等の解体・改修工事において、更なる石綿ばく露防止対策等の確保・推進が必要である。

じん肺所見が認められる労働者は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生している。また、熱中症により、全国では毎年 20 人以上の労働者が死亡している。さらに、全国における騒音性難聴の労災認定件数は、長期的に減少しているものの、依然として年間約 300 件となっている。これら職業性疾病の予防対策についても更なる取組の推進が必要である。

#### （５）事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。このような考えを広く浸透させる努力を引き続

き行っていくことも必要である。他方、これらの理念に反し、意図して安全衛生に取り組むことを怠り、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては、罰則の適用も含めた厳正な対応を行っていく。

その上で、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備が必要である。そのための具体的な方策として、

- ・「労働災害の発生件数・割合、死亡数等」、「労働安全衛生マネジメントシステムの導入の有無」、「健康・安全関連取組等」など人的資本への投資の可視化による事業者自らの情報開示の推進
- ・安全衛生対策に取り組む事業者を国が認定する取組等を通じて、民間の商取引などでもこれら事業者が優先的に選ばれる社会的理解の醸成

などが考えられる。

このほか、中小事業者が様々な事情を抱える中で、自社の安全衛生対策に優先して取り組むためには、安全衛生対策に要する費用を助成すること等は有効と考えられる。また、発注者等は、発注時において安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないこと、そして契約時等において安全衛生対策経費を確保することが必要と考えられる。

加えて、広島労働局や安全衛生の指導を行う労働安全衛生コンサルタント、労働災害防止団体等の関係者が事業場における安全衛生対策に関し助言等を行うときに、単に法令等の内容を説明し、その取組を求めるだけでなく、

- ・他の事業場の好事例や当該事業場の状況に即した個別具体的な取組
- ・エビデンスに基づく具体的な労働災害防止の取組とその効果
- ・DXによる業務効率化と安全衛生の確保を両立する取組
- ・安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット

などを説明することも有効であると考えられる。

### 3 計画の重点事項

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性を踏まえ、以下の項目を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進する。

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (6) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (7) 労働者の健康確保対策の推進
- (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進



#### 4 重点事項ごとの具体的取組

##### (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

##### ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備

##### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・安全衛生対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。
- ・国や労働災害防止団体が行う労働安全防止対策に係る支援及び労働安全衛生コンサルタントを活用し、自社の安全衛生活動を推進する。

##### (イ)(ア)の達成に向けて広島労働局等が取り組むこと

- ・誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や事業者から提供されるサービスの料金に安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められることから、あらゆる機会を捉えて、周知啓発を図る(2(5)参照)。
- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFE コンソーシアム」、「健康経営優良法人認定制度」など、既存の安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みも活用し、これらの制度や当該制度を導入する事業場が広く認知されるよう、対象事業場の取引先になり得る発注者や求職者などを含め、内閣官房が取りまとめた「人的資本可視化指針」の周知等を通じ、「労働災害の発生件数・割合、死亡数等」、「労働安全衛生マネジメントシステムの導入の有無」、「健康・安全関連取組等の説明」等といった健康・安全に関連する事項の開示を進める事業者を支援する。
- ・厚生労働本省の研究結果を踏まえ、業務の発注者となり得る者に対して、取引先において安全衛生に取り組むことの必要性の理解と、その実現のための具体的な留意事項について効果的に周知する。
- ・中小事業者の安全衛生対策に取り組む意欲を喚起する一助として、安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリットや安全衛生に取り組まないことにより生じ得る損失について、厚生労働本省の研究結果を踏まえ、広く周知する。
- ・事業者の具体的な取組に繋がるよう、本計画に基づく個別の安全衛生対策の周知においては、他の事業場の好事例について、事業場の業種や規模等に即した個別具体的な取組も含めて周知するよう努める。
- ・労働災害防止団体が行う労働安全衛生活動においても、支援の受け手となる中小事業者等が自発的に安全衛生対策に取り組めるよう、中小事業者等の意識改革も含めた必要な支援を行う。
- ・労働安全衛生コンサルタントの活用促進を図るため、そのメリット等について周知する。

- ・広島労働局の安全衛生に係る施策を様々な機会を通じて積極的に周知するとともに、中小事業者等を支援する広島労働局や関係機関の職員の指導力の向上を図る。

## イ 災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知

### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・労働者死傷病報告の提出に当たって、電子申請や記載内容の充実等に取り組む。

### (イ)(ア) の達成に向けて広島労働局等が取り組むこと

- ・労働災害統計の基盤となる労働者死傷病報告について、災害が発生した状況、要因等の把握が容易となるよう見直される「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」から、直接、電子申請が可能となることを周知することにより、電子申請による報告を推進する。
- ・安全衛生の取組について、科学的根拠に基づきその有用性を証明し、事業者の納得性を高めることが重要であることから、これらに資するよう独立行政法人労働者健康安全機構と国との連携による災害発生要因等の安全衛生に関する研究成果等について、広く情報発信する。

## ウ 労働安全衛生におけるDXの推進

### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・デジタル技術やAIやウェアラブル端末等の新技術を活用し、効率的・効果的な安全衛生活動及び危険有害な作業について遠隔管理・遠隔操作・無人化等による作業の安全化を推進する。
- ・健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、個人情報管理に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。
- ・労働安全衛生法に基づく申請等について、電子申請を活用する。

### (イ)(ア) の達成に向けて広島労働局等が取り組むこと

- ・効率的・効果的な安全衛生活動及び作業の安全化の推進に向けた、ウェアラブル端末等の新技術の活用等について広く周知する。
- ・法に基づいて事業者が実施する健康診断情報を活用した労働者の健康保持増進の取組を推進するため、そうした取組が必ずしも進んでいない事業場に対し、健康診断情報の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めて、関係機関と連携し、コラボヘルスの取組を推進する。

## (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・転倒災害が対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
- ・筋力等を維持し転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を推進する。
- ・非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等における安全衛生教育の実施を徹底する。

- ・「職場における腰痛予防対策指針」(平成25年6月18日付け基発0618第1号)を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

#### イ アの達成に向けて広島労働局等が取り組むこと

- ・広島県(小売業・介護施設)SAFE協議会を通じ、事業場が行う安全衛生活動の取組事例を収集・周知するほか、安全衛生セミナー等を開催する。
- ・事業者・業界における転倒・腰痛災害による経済的損失の「見える化」を周知する。
- ・転倒等災害防止に資する装備や設備等の普及のための補助について周知する。
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器等の導入など既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の普及を図る。
- ・理学療法士等を活用した事業場における労働者の身体機能の維持改善の取組や筋力等を維持し転倒を予防するための「Sport in Life プロジェクト」(スポーツ庁)と連携した取組について周知する。
- ・骨密度、「ロコモ度」、視力等の転倒災害発生リスクの「見える化」の手法を周知する。
- ・このほか、「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえた取組について周知する。

### (3) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

#### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。
- ・転倒災害が対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。【再掲】
- ・保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。

#### イ アの達成に向けて広島労働局等が取り組むこと

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」のエッセンス版の周知啓発を行う。
- ・「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえた、必要な転倒防止対策の取組を進める。【再掲】
- ・法に基づいて事業者が実施する健康診断の情報を活用した労働者の健康保持増進の取組を推進するため、そうした取組が必ずしも進んでいない事業場に対し、健診情報の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めて、関係機関と連携し、コラボヘルスの取組を推進する。【再掲】

### (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

#### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・コロナ禍におけるテレワークの拡大等を受けて、自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策や作業環境整備の留意点等を示した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」(令和3年3月改定。以下「テレワーク

ガイドライン」という。)や労働者の健康確保に必要な措置等を示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン(令和4年7月最終改定。以下「副業・兼業ガイドライン」という。)」に基づき、労働者の安全と健康の確保に取り組む。

- ・外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用するなどによる安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。

#### イ アの達成に向けて広島労働局等が取り組むこと

- ・テレワークや副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、テレワークガイドラインや副業・兼業ガイドラインを引き続き周知する。
- ・副業・兼業を行う労働者が、自身の健康管理を適切に行えるツール(労働時間、健康診断結果、ストレスチェック結果を管理するアプリ)の活用促進を図る。
- ・障害を有する労働者の職場復帰等の支援を推進する。
- ・外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育のための手法の提示や外国人労働者も含めた労働者に対する危険の「見える化」のためのピクトグラム安全表示の開発状況を踏まえ周知する。

### (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

#### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策については、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」における議論等を通じて、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関すること、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関すること、注文者等による保護措置のあり方等において、事業者が取り組むべき必要な対応について検討する。

#### イ アの達成に向けて広島労働局等が取り組むこと

- ・有害物質による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法第22条の規定に関連する省令が、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の方に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付けることとする内容に改正され、令和5年4月に施行されることから、当該省令の内容についての周知及び指導を行う。
- ・労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策については、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」における議論等を踏まえた、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関すること、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関すること、注文者等による保護措置のあり方等について周知する。

### (6) 業種別の労働災害防止対策の推進

#### ア 陸上貨物運送業対策

##### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「荷役作業における安全ガイドライン」に基づき、安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。【再掲】

#### (イ)(ア)の達成に向けて広島労働局等が取り組むこと

- ・陸上貨物運送事業における死傷災害の約6割が荷役作業時に発生しており、トラックからの墜落・転落災害が多数発生していることから、トラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策の指導を徹底する。
- ・陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図るとともに、荷役作業の実態を踏まえ、荷役作業に用いる機械等の安全な使用方法を周知するほか、荷主事業者が行うべき措置を周知する。
- ・「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討分析を踏まえ、効果が得られた対策について積極的に周知・普及を図る。

### イ 建設業対策

#### (ア)労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等、高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。あわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- ・労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」(令和3年4月20日付け基発0420第3号)に基づくWBGT値の把握とWBGT値に応じた措置の適切な実施や「騒音障害防止のためのガイドライン」(平成4年10月1日付け基発第546号)に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策に取り組む。

#### (イ)(ア)の達成に向けて広島労働局等が取り組むこと

- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの普及を図る。
- ・広島県内の建設業における死亡災害の約5割が墜落・転落災害であることから、「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」(令和4年10月28日公表)を踏まえ、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等墜落・転落災害防止対策の充実強化を図る。
- ・地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。
- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導などの健康障害防止対策の推進を図る。
- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年12月16日法律第111号)に基づき、中国地方整備局と緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。

- ・デジタル技術の活用を推進するため、中国地方整備局と連携し、デジタル技術を活用した建設施工の自動化、自律化、遠隔化等の新たな技術の導入に伴う安全対策について周知する。
- ・国、県及び市町、その他関係団体との連携を強化することにより、設備の維持管理事業を含む公共工事における労働災害防止対策の徹底を図る。

## ウ 製造業対策

### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・はさまれ・巻き込まれなどによる労働災害のおそれがある危険性の高い機械等については、製造者（メーカー）、使用者（ユーザー）それぞれにおいてリスクアセスメントを実施し、労働災害の防止を図ることが重要であることから、「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成19年7月31日付け基発第0731001号）に基づき、使用者においてリスクアセスメントが適切に実施できるよう、製造者は、製造時のリスクアセスメントを実施しても残留するリスク情報を、機械等の使用者へ確実に提供する。
- ・機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。

### (イ)(ア) の達成に向けて広島労働局等が取り組むこと

- ・機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害を防止するため、製造者・使用者双方に「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づくリスクアセスメント等、必要な措置について指導の徹底を図る。
- ・機能安全を有する機械を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術を有する機械等で置き換えることを通じて、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。

## エ 林業対策

### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「伐木等作業の安全ガイドライン」等、関係のガイドラインに基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。

### (イ)(ア) の達成に向けて広島労働局等が取り組むこと

- ・立木の伐倒時の措置、かかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用の徹底等を図る。また、「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（令和2年1月31日付け基発0131第4号改正）等の周知徹底を図る。
- ・県内の森林管理署や地方公共団体、労働災害防止団体等と連携し、関係機関連絡会議の開催、合同パトロールの実施、労働災害防止団体の安全管理士や県の林業普及指導員等による指導等、各機関が協力した取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を講ずるよう取組を進める。

## (7) 労働者の健康確保対策の推進

### ア メンタルヘルス対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果をもとに集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。
- ・「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(令和2年厚生労働省告示第5号)に基づく取組をはじめ職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。

#### (イ)(ア)の達成に向けて広島労働局等が取り組むこと

- ・広島産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を引き続き支援する。
- ・ストレスチェックの実施や集団分析を促進するため、ストレスチェックの受検、集団分析等ができるプログラムの開発状況を踏まえ、当該プログラム、小規模事業場におけるストレスチェックの実施促進のための方策等について周知する。
- ・健康経営の視点を含めたメンタルヘルス対策に取り組む意義やメリット(欠勤、プレゼンティーズム、経営損失の防止等)や、小規模事業場を中心としたメンタルヘルス対策等の好事例について、経営層に対する意識啓発を図る。
- ・職場におけるハラスメント防止対策の取組の周知を図り、これら対策の推進を図る。

### イ 過重労働対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成18年3月17日付け基発第0317008号)に基づき、次の措置を行う。

時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等  
年次有給休暇の確実な取得の促進

勤務間インターバル制度の導入等、労働時間等設定改善指針(平成20年厚生労働省告示第108号)に基づく労働時間等の設定の改善

- ・長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や、保健師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

#### (イ)(ア)の達成に向けて広島労働局等が取り組むこと

- ・過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)に基づき令和3年7月30日に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく取組の他、次の取組を進める。

長時間労働が疑われる事業者への監督指導の徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知・指導等に、引き続き取り組む。特に運輸業・郵便業においては全業種において最も脳・心臓疾患による労災支給決定件数が多いことから「自動車運転者の労働時間等の改善

のための基準」(改正 令和4年12月23日厚生労働省告示第367号)の周知・指導等に取り組む。

事業者が医師による面接指導の対象となる長時間労働者に面接指導が勧奨できるよう、制度の趣旨や必要性について、事業者への効果的な周知に取り組む。

## ウ 産業保健活動の推進

### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。
- ・治療と仕事の両立に関して、支援を必要とする労働者が支援を受けられるように、労働者や管理監督者等に対する研修等の環境整備に取り組む。
- ・事業者及び労働者は、産業医や保健師に加えて、医療機関や支援機関等の両立支援コーディネーターを積極的に活用し、治療と仕事の両立の円滑な支援を図る。

### (イ)(ア)の達成に向けて広島労働局等が取り組むこと

- ・産業現場のニーズの変化を踏まえつつ、より効果的に産業保健活動が推進されるよう、「産業保健のあり方に関する検討会」における議論等を通じて、産業保健に関わる者の役割分担や連携のあり方、保険者等との連携のあり方、小規模事業場における産業保健活動のあり方等について周知する。
- ・健康経営の視点を含めた産業保健活動に取り組む意義やメリットを見える化し、経営層に対する意識啓発の強化を図る。
- ・事業場や医療機関及び労働者本人を対象とした「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等について、広島県両立支援推進チームの活動を通じ、周知・拡大を図る。
- ・広島産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、中小事業場を中心とする産業保健活動への支援を、引き続き実施する。
- ・事業協同組合、商工会、商工会議所等が、会員等に産業保健に係るサービスを提供した場合における国による支援の仕組みを周知する。

## (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

### ア 化学物質による健康障害防止対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・化学物質を製造、取り扱い、又は譲渡提供する事業者における化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用による次の2つの事項を的確に実施する。

化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施、並びに譲渡提供時のラベル表示・SDSを交付する。

化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。



### **(イ)(ア)の達成に向けて広島労働局等が取り組むこと**

- ・新たな化学物質規制に係る措置対応について、関係法令に基づく指導を行うほか、化学物質管理者の育成支援、業種別・作業別の化学物質ばく露防止マニュアルの周知、化学物質管理専門家リスト等による事業者から専門家へのアクセスの円滑化、クリエイト・シンプル（簡易リスクアセスメントツール）の周知等を行う。

### **イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策**

#### **(ア)労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと**

- ・適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を持つ者による事前調査を確実に実施する。
- ・石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- ・解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。
- ・粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）その他関係法令の遵守のみならず、第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・トンネル工事を施工する事業者は、所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者に対する健康管理を行いやすくするため、「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

#### **(イ)(ア)の達成に向けて広島労働局等が取り組むこと**

- ・石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査の結果報告の周知・指導を行う。
- ・改正石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）や最新の分析方法などの知識を提供するための講習会について周知する。
- ・関係機関等と連携を図ることにより、建築物石綿含有建材調査者講習等の講習機会を増やすとともに、当該講習予定について広く周知する。
- ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル等の周知を行う。
- ・解体・改修工事発注者（個人住宅の施主を含む。）による取組を強化するため、関係機関との連携や発注者の配慮義務にかかる周知等を図る。
- ・第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進等に取り組む。
- ・所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理システムについて関係者へ周知を行い、トンネル工事に従事した労働者の健康管理の充実を図る。

### **ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策**

#### **(ア)労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと**

- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、WBGT値の把握とWBGT値に応じた措置を適切に実施する。あわせて、事業者、衛生管理者及び衛生推進者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討する。
- ・労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行う。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出る。
- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。

#### **(イ)(ア)の達成に向けて広島労働局等が取り組むこと**

- ・事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、日本産業規格（JIS）に適合したWBGT値測定器や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図る。あわせて、熱中症予防対策への理解を深めるために、先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの周知を行うほか、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。
- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく事業者の取組に係る指導や、測定に関する支援等を行う。

### **エ 電離放射線による健康障害防止対策**

#### **(ア)労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと**

- ・医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。

#### **(イ)(ア)の達成に向けて広島労働局等が取り組むこと**

- ・医療機関に対して、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援する。

### **オ 一酸化炭素中毒等による災害の防止**

広島県内では、第13次労働災害防止計画期間中に一酸化炭素中毒による災害が7件（毎年発生、死傷者数計13人、うち死亡者数2人）発生している。また、令和2年には、酸欠・硫化水素中毒により3人が被災していることから、これら一酸化炭素中毒等に係る災害防止対策が必要である。

#### **(ア)労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと**

- ・災害が発生している鉄鋼業、造船業、建設業及び一般飲食業において、「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン」（平成10年6月1日基発第329号の2）、「アーク溶接作業における一酸化炭素中毒の防止について」（平成16年9月21日付け基安化発第0921001号）、「鉄鋼業における一酸化炭素中毒の防止にかかる点検の実施結果について」（平成18年4月18日付け基安化発第0418001号）、「業務用厨房施設における一酸化炭素中毒による労働災害防止について」（平成21年12月4日付け基安化発第1204第1号）に基づく自主的な対策に取り組む。

**(イ)(ア)の達成に向けて広島労働局等が取り組むこと**

- ・「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン」、「アーク溶接作業における一酸化炭素中毒の防止について」、「鉄鋼業における一酸化炭素中毒の防止にかかる点検の実施結果について」、「業務用厨房施設における一酸化炭素中毒による労働災害防止について」等の継続的な周知及び指導を行う。
- ・広島労働局において、周知啓発用資料を作成するとともに、鉄鋼業、造船業、建設業及び一般飲食業を中心に広く周知を図る。